

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第404号）

〔 業務関係発言資料不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年9月24日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年7月17日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

令和3年3月中に〇〇室〇〇課の〇〇課長補佐が、上司を伴い、〇〇を別室に呼出し、「あなた（〇〇）が、（その存在を教えられず、知らなかったとする）キャビネット内を見ていた事実がある。」旨を告げたことに関するその根拠となる全ての資料や記録等の一式の公開を求める。

- 2 同年8月2日付けで、実施機関は、本件請求に対し、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、以下の理由を付して、審査請求人に通知した。

（公開請求に係る行政文書を管理していない理由）

公開請求に係る行政文書を管理していないため。

- 3 同年8月11日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件審査請求に係る処分を取り消す、との決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張

- (1) 本件についてあえて逆説的に言うと、処分庁の判断は正しいと言える。

それは行政文書の管理の有無以前にその前提となる事実が存在しないからである。

- (2) 本件は、〇〇（審査請求人に同じ）が〇〇室〇〇課在籍中に自分自身もそうである新任担当者に対する各種研修が不十分であることを直属の上司であるグループ長（〇〇課長補佐）に苦情として訴えたことに起因するものである。
- (3) 具体的には、処理を要する書類等の保管場所を、あろうことか復職から3カ月以上も経過してから〇〇（審査請求人）によろやく告げる（教える）などの不始末があった。
- (4) しかし、〇〇課長補佐は、本件について本人に謝罪し、ただちに新任者に対する不十分な研修体制を整備するでもなく、令和3年3月のある日に上司を伴い、〇〇を別室に呼び出して、極めて威圧的な態度で、「あなたは以前にそのキャビネット（当該書類等の保管場所）内を見ていた。」旨を告げたが、このことは虚偽であることは明らかである。
- (5) 当該言動は、〇〇が当該保管場所の存在を実は以前から知っていながらウソをついていると言っているに等しく、きわめて侮辱的で不当な言動であり、このようなことが公務として勤務時間中に行われたことはとうてい看過できないことである。
- (6) 〇〇は、〇〇課長補佐に当該言動の根拠を問いただしたが、黙殺するばかりで回答しない。そのため、本件の真相を明らかにするため、やむなく情報公開請求に及んだのである。
- (7) 〇〇室や〇〇課は、自らに不都合な事案には「行政文書として管理していないため」という理由で、非公開決定を行うようになって久しい。
- (8) 「行政文書」の対象はメールやメモも含む。安易な非公開は許されない。

2 反論書における主張

- (1) 本件は、令和3年3月に〇〇室〇〇課の〇〇課長補佐（当時）が審査請求人に対して行った非違行為に関する全資料の公開を求めたものである。
- (2) 同課は「管理していない」という理由で情報公開を拒むことがたびたびある。
- (3) 本非違行為は虚偽の事実に基づくもので、〇〇氏は再々の照会にも黙殺を続け説明を行わない。
- (4) 「説明ができない」ということは、「正当な理由がない」ことに他ならない。
- (5) よって本非違行為は同課にとって不都合な案件であり、その全容を詳らかにすることはどうしても避けたいものである。
- (6) 同課は公開対象となる行政文書を誤解か、あるいは曲解している疑いがある。
- (7) 行政文書のうち電子メールを例にとると、平成30年11月21日情報主任者会議

の際に配布された資料である「電子メールの行政文書としての管理・情報公開について」によると、1頁の「2 意思決定の過程などの記録について」では、1対1メールであっても作成・保存することが必要です。（行政文書管理規則第13条第1項）とされている。

- (8) 本非違行為は、勤務時間中に公務として行われたもので、上司の同席をもって行われたものであることから、事前に同上司との間で、当該行為の実施に係る意思決定を含むやりとりを電子メールで行っていたことは容易に想定できることであって、そうした行政文書たる電子メールの存在がないと主張しているのであるから、当該主張は失当であると言える。
- (9) よって、本手続きを通して、当該非違行為の全容が明らかになり、それが関係者の嚴重な処分につながり、庁内秩序の回復と保持、そして条例の趣旨である「公正かつ適切な業務の執行のため」に資することとなるのである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

条例第13条は、実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、速やかに、請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政文書を管理していないときを含む。）は、その旨を決定し、速やかに、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと定めている。

本件行政文書は実施機関で管理していないため、条例第13条第2項に該当するため、非公開決定したものである。

(3) 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 実施機関説明における主張

審査請求人は休職から復帰するに当たって、書類の保管場所等、業務を行うために必要な情報を与えられなかったと主張しており、本件請求も、その主張の一環として行われたと考えられる。しかし、書類の保管場所については、所属において適切な時

期に審査請求人に示している。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、〇〇室〇〇課課長補佐が「審査請求人がキャビネット内を見ていた事実がある」旨を告げたことの根拠となる資料や記録等の公開を求めている。

実施機関は、審査請求人が求める資料や記録等を管理していないと主張する。

この点、審査請求人が求める資料や記録について、実施機関が作成及び管理していないことが不合理ではないかについて、検討する。

確かに、大阪府行政文書管理規則（平成14年大阪府規則第122号）第13条第1項では、事務及び事業を行うに当たっては、意思決定過程、実績の跡付け、検証ができるよう、文書を作成する旨規定されているが、本規定は、本件請求のように、職員がキャビネットを見ていた事実が分かる資料や記録を作成することを求めるようなものではないから、各職員の細かな行動を一つ一つ記録したような行政文書が存在しないことは不自然ではない。

以上のことからすると、実施機関の説明は不合理であるとは言えず、本件決定は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子